

令和3年5月11日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司

「家庭保育の協力要請」に基づきお休みした場合の在園資格の取扱いについて

日頃から文京区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、区では、緊急事態宣言の発令に伴い、「家庭保育の協力要請」を行うことといたしました。

「家庭保育の協力要請」期間に係る在園資格につきましては、下記のとおり、取り扱いますので、保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 令和3年4月及び5月入園時に育児休業中の方の職場復帰について

原則、入園した月の末日までに職場に復帰していただくようお願いいたします。

しかしながら、令和3年4月の緊急事態宣言の発令を受けてお勤め先の都合により復帰が困難な場合等については、個別に対応いたしますので、必要な方は幼児保育課入園相談係までご相談ください。

2 令和3年4月及び5月入園時に求職活動要件で入園された方の就労開始期限について

入園された月の翌々月の末日までに就労をお願いいたしますが、感染症の状況や社会情勢及び国等の方針等により個別に対応いたしますので、必要な方は幼児保育課入園相談係までご相談ください。

3 在園中に離職・失業等された方の就労開始期限について

離職日から3か月以内の就労をお願いいたしますが、感染症の状況や社会情勢及び国等の方針等により個別に対応いたしますので、必要な方は幼児保育課入園相談係までご相談ください。

4 問い合わせ先

幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190